

令和4年 第3回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和4年3月30日（水） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、山之内委員、寺崎委員、石橋委員、中村委員
- 4 事務局出席者 井手次長、貞松指導主事、上野次長補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 石橋 琴美 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和4年 第2回定例教育委員会（2/25）
- 7 教育長報告
- 8 案 件
 - 第5号 佐々町立学校教職員人事評価に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の制定について
 - 第6号 佐々町立学校教職員苦情等審査会実施要領の制定について
 - 第7号 佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部改正について
 - 第8号 佐々町小中学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部改正について
 - 第9号 佐々町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱について
 - 第10号 佐々町公民館図書部規則を廃止する規則について
 - 第11号 行政手続における押印廃止のための関係規則のための整備に関する規則の一部改正について
 - 第12号 行政手続における押印廃止のための関係要綱のための整備に関する要綱の一部改正について
 - 第13号 佐々町立小中学校校長の勤務評価等に対する苦情の申立及び取扱いに関する実施要領の一部改正について
 - 第14号 佐々町教職員安全衛生管理規程の一部改正について
 - 第15号 教育委員会の所管に関する機関の人事について
- 9 報告事項
 - (1) 佐々町奨学資金貸付条例の一部改正について
 - (2) 教育委員会事務局の人事異動について
 - (3) 3月議会定例会の報告について
 - (4) 新型コロナウイルスへの対応について

- (5) 令和4年度主要事業について
- (6) 令和4年度主要行事について
- (7) 教職員等の人事異動について
- (8) 辞令交付式について
- (9) 標準学力テスト等の結果について
- (10) 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について
- (11) 名義後援について
- (12) 準要保護の3月認定について
- (13) 行事関係報告について
- (14) その他

- 10 その他
- (1) 次回開催日程 令和4年4月28日（水）14時30分～
 - (2) 場 所 佐々町役場 3階2階会議室
 - (3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

| | |
|-----|---|
| 教育長 | ただ今から、令和4年第3回定例教育委員会を開催します。 |
| 教育長 | 5 会議録署名委員の指名 本日の会議録署名委員を指名します。石橋 琴美 委員にお願いします。 |
| 教育長 | 6 前回の会議録の承認 前回の「令和4年2回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (資料により説明) |
| 教育長 | 今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。) |
| 教育長 | ないようでしたら承認することといたします。 |
| 教育長 | 7 教育長報告事項 それでは、教育長報告に入ります。 (1)教育委員会の主な活動 (資料により説明) (2)町内校長会連絡事項等 【指導事項】 ○教育振興基本計画について 教育振興基本計画についてですが、これは教育委員の皆様には総合教育会議並びその後の定例教育委員会でご承認頂いたところでございます。 ただし、今年度の学校等の評価は前年度の評価ということになりますので、旧の教育振興計画に従って評価を行っていくということを指導したところで ○人事評価制度について 人事評価制度については、後ほど説明しますが、これは校長が判定者となりますので、校長がこのことについて内容を理解しておくようにと指導したところ ○36協定について 36協定、いわゆる超過勤務を40時間、最大でも80時間という協定を労働者 |

とも結ぶ必要があるわけですが、学校の場合は、対象者は事務職員と栄養職員になります。教職員は対象外となっています。年度内にその協定を締結するようにということで指導したところです。

○人事異動について

人事異動の内示については、何時以降に先生方を呼んで内示をする、そして貼り出しは何時以降という県の申合せ事項があります。これは全県共通の動きなので、たがわないようにという話をしたところです。

○新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策についてですが、この時点では若干落ち着いてきた感じがありました。またはやり始めたような気がいたしますが、この時点では春休みの連絡体制の確立を、春休み中に感染の情報が学校に届かないということがないように、校長にも学校は休みでも、情報をしっかり把握しておくように、このことについては保護者に協力を必ず求めるようにと話をしたところです。

○信用できる情報について

懲戒免取消しについて、地裁に申し立てたと新聞報道に特集されていましたが、県教育委員会と教員の言い分がかなり食い違っているようです。上告をすること載っておりまして。

校長に伝えたのは、いろんなことが起こりうるけれど、事実の確認は確実にやってほしいという話をしたところです。そうしないと、そのことで疑わしいとか失敗をしてしまうと話をしたところです。

○超過勤務について

24法人残業代15億円未払いについてという新聞記事がありました。附属学校の先生方は4%の教職調整手当が支給されていません。公立学校の先生方は4%の教職調整手当が支給されています。昭和何年かぐらいから、先生方の勤務というのは残業があるけれど、それは非常に測りづらいということで、一律に給与の4%を超過勤務に対応する分ということで教職調整手当を支給するということになっています。ですから、36協定に該当しないのも、その4%の教職調整手当があるからということになるわけです。

附属学校の場合はそれが無いということで、当然、超過勤務については超勤手当を支給しなければなりません。労働基準法上、厳しい状況という認識が薄かったということで15億円も未払いが生じたということです。

実際、先生方の今の勤務状況に残業代を払うとすれば、大変な額になってくると思っています。

いずれにしても、超過勤務といいますが、36協定の場合もそうですが、使用者は校長ということになります。教育委員会が使用者とはならないので、そのことを自覚して働き方改革ということについてはもう一度考えてほし

| | |
|----------------------------|---|
| <p>事務局 事務局 教育長</p> | <p>いと話をいたしました。</p> <p>○教員採用について 今日、退職された佐世保で一番大きな小学校の校長先生と話をしましたけど、「病休の先生に代替が入らない。入らなければ、教頭か指導教員が入らないといけない、そういう状況なんです。」という話をされました。とにかく教員がいないという状況があるようです。 うちも、なかなか代替教員が入らないという状況もございましたが、厳しい状況が続いているようです。</p> <p>○三重・中2の切りつけについて 確かにそうだろうけど、それが殺傷ということに、傷つけるということにつながるのかといった場合に、非常に理解に苦しみます。</p> <p>【注視したいこと】</p> <p>○性犯罪証明書について 性犯罪対策に証明書ということで、新聞に載っておりました。1回でも性犯罪等を行った教職員については、二度と教壇に立てないようにするという法的な措置がなされるようです。</p> <p>○生理の貧困について トイレに生理用品を設置するというので、そのような動きになりつつあるのかなという気はしておりますけれど、いずれにしろ学校現場の考え方を反映しながら対応していかなければいけないと思っています。</p> <p>私からの指導事項は以上でございます。何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>8 案件</p> <p>議案第5号 佐々町立学校教職員人事評価に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の制定について</p> <p>議案第6号 佐々町立学校教職員苦情等審査会実施要領の制定について</p> <p>来年度から教職員の人事評価が行われるようになります。5段階で来年度は試行で、再来年からは給料に反映されるようになります。当然、勤務に関することですから、苦情相談が出る可能性があります。</p> <p>評価の最終段階では、校長は被評価者と面談をして評価の説明をする必要があります。それに対して不服があるというときに、審査会が機能しなければいけないということです。苦情相談に対する審査会等をあらかじめ設置しておかなければならないということになりますので、今回、制定することになります。</p> |
|----------------------------|---|

| | |
|------|--|
| 教育委員 | この不服申立書とか報告書というのは手書きになるんですか。 |
| 教育長 | 手書きでもいいですし、申出があったときに電子媒体にて送信というもできます。 |
| 教育委員 | 具体的な評価をするときは書面での評価になるんですか。口頭だと、ああ言った、こう言ったと何か分からなくなりそうな部分もあって、どういう評価の仕方というか、今年が試行なので今からのところがあると思いますが。 |
| 事務局 | 仕事に対しての能力評価とか業務評価とか、評価項目がまた別にあるわけです。それにのっとして校長が評価をして、その結果を基に面談をして、あなたはこうでしたよということを説明するようになっていきます。 |
| 教育委員 | その時点でさっき言った5段階のうちこのような理由でこの評価となりましたということになるのですか。 |
| 事務局 | そういうことになります。 |
| 教育委員 | それでは評価を伝えるときには口頭による部分が多いということですか。 |
| 教育長 | 実績評価については、これは本人が目標を立てて、それに対して自己評価をし面談の機会に校長等がコメントをしていきます。能力評価については評価基準が示されており、その項目について自己評価をし、それを基に校長が最終評価をします。 |
| 教育委員 | 何か苦情と聞くと、マイナスイメージがあるので、そうなったときにやっぱり先生方の感情とかというのが、やっぱり口頭できちっと、そういうつもりで言っていないのと言われて、でも何かそういうふうに取り扱ったときが一番トラブルのもとになりやすいので、口頭だと大丈夫なのかなとちょっと思ったので、今からだと思うんですけども、その辺がどういうことかなと思って質問させていただきました。 |
| 教育長 | 自己評価を基に面談を重ねながらの評価ですから、トラブルは多くないとは思っています。 |
| 教育委員 | 何か苦情と言われるとちょっと難しいですね。申し立てるほうも、やっぱり何か勇気が要る話だし、でもやっぱり何かもやもやしたままやっぱり次年度の仕事に入るというのもやっぱりあまり働く側としたら、モチベーションを高く持つきっかけになるようなことになったほうがいいはずですよ。 |

| | |
|------|---|
| 教育長 | <p>ご指摘のように、本来評価はモチベーションを上げるためにあるわけで、下げるためではありません。それは校長も十分研修を受けて、また情報交換等をしながらやっていくと思っています。</p> |
| 事務局 | <p>私は個人的に感想を言えば、子どもに対する接し方と一緒に、いいところもあれば改めてほしいところもあるものです。面談の中でいいところは褒め、モチベーションを上げていくような面談はやっぱりしていかなきゃいけないと思います。</p> |
| 教育委員 | <p>もちろん先生だったらそのような形でして下さると思うのですが、言葉というものは、受け取り方といますか、そういうところはやっぱり難しいと思います。</p> |
| 教育長 | <p>最終的に苦情処理委員会のところまで来れば、書面による伝達ということになりますから、そうならないように信頼関係を築いておくということも非常に大切です。教職員の場合はやる気がどうなのかというところは非常に大切なことなので、管理職には十分そのあたりは指導していきたいと思っています。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 事務局 | <p>議案第7号 佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部改正について</p> <p>支給基準額の就学児童生徒学用品費について、国の基準に基づき5万1,060円から5万4,060円に改正しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止、押印手続を見直すことにより行政手続において住民の負担を軽減し利便性を図り、申請手続のオンライン化を促進し、業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へつなげることを目的として様式の押印を廃止するなどの見直しを行っているものです。</p> |
| 教育委員 | <p>申請書は手書きするのですか。</p> |
| 教育長 | <p>電子媒体での申請は可能です。様式についてはホームページでダウンロードができるようになっています。よろしいでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>議案第8号 佐々町小中学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>現行は、3人目以降の児童につきましては、学校給食費を80%を軽減していましたが、改正後は100%軽減、つまり全額補助ということです。小学校を例とすると、現行制度では、佐々小学校の給食費4,000円で80%</p> |

| | |
|------|--|
| 教育委員 | <p>を補助すると、3,200円を町が負担し、残り800円が保護者負担となりますが、改正後は負担がなくなります。</p> <p>小学校2人で中学校1人でも3人目は無料ということですか。</p> |
| 教育長 | <p>小中学校に在籍するものであれば3人目は無料となります。</p> <p>それでは、第8号議案についてはご承認いただいたということでしょうか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p> |
| 事務局 | <p>議案第9号 佐々町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について</p> <p>押印を見直す過程で要綱の整理を行っていたところ、この要綱を廃止していないということが分かりました。令和元年10月から3歳児以上の保育料が無償化になったことに伴い、今回廃止するものです。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 事務局 | <p>議案第10号 佐々町公民館図書部規則の廃止について</p> <p>押印を見直す過程で規則の整理を行っていたところ、この規則を廃止していないということが分かりました。</p> |
| 教育長 | <p>以前、旧武道館の下に図書部があり、その規則とのことですが、存在しないため廃止するということです。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 事務局 | <p>議案第11号 行政手続における押印廃止のための関係規則のための整備に関する規則の一部改正について</p> <p>経緯については先ほどの議案第7号で説明したとおりですが、佐々町教育委員会会議規則、佐々町立小中学校処理規則、佐々町町内会公民館建設基金貸付規則、佐々町町内会公民館建設費助成金交付規則、佐々町文化財保護施行規則、佐々町夜間照明施設使用料条例施行規則、佐々町勤労青少年ホーム管理規則、佐々町文化財条例施行規則、佐々町立図書館管理運営規則、佐々町地域交流センター条例施行規則の申請様式に係る押印の廃止等の改正を行っています。</p> |
| 教育長 | <p>今回、教育委員会だけではなく、役場全体で押印の廃止ということで議案として提出しておりますので、条文の内容についての改正は行っていません。</p> |

| | |
|------|---|
| 教育委員 | <p>例えば、印鑑が廃止されることによって、パソコンでの申請ができるようになったときに、押印でその人を証明するということがなくなるということで、例えば「代わりに手続しておくから。」みたいな感じもあるかなとか思ったりするんです。</p> <p>今までは、教育委員会の窓口で施設を借りていたのが、今からはネットを使ったというのが、議会で審議されているようなので、それはそれで、とても前向きなことだと思います。</p> <p>確認なんですけど、廃止することがメリットですよ。今後は、今から夜間でも申請できるように変わっていくということですか。夜中でも様式が取り寄せできて、申請できるように変わっていくのですか。</p> <p>ダウンロードして書いて投函する、メールで送っておくみたいな感じに変わっていく可能性もあるんですね。</p> |
| 事務局 | <p>そうですね。今回審議していただいております印鑑廃止の分についてのウェブ化についてはまだ検討していませんが、施設予約や図書館での本の予約というウェブシステム化については4年度の予算が通りましたので、今後は真夜中でもシステムで空き状況を見れますし、申込みまではできるようになります。</p> |
| 教育委員 | <p>アルカスの施設を予約するときに、ネットで見て手早くできたりできたりするんですね、だから、いつかは佐々町もできればと思っていたんですけど、それはもう前向きなことだと思います。</p> |
| 事務局 | <p>本人の確認を行うため、身分証明書での事前登録という形になると思います。</p> |
| 教育長 | <p>本人確認をどうするかということで議論をしたんですが、では印鑑で確認かという非常に限定的であるということ、むしろ先ほど次長が言ったように、登録のときにきちんと確認をすとか、料金を払うときにきちんと確認するとか、そういう方法を取らないと、ネットによる予約システムだけでは対応できません。</p> |
| 教育委員 | <p>料金はまだ現金のみですか。</p> |
| 事務局 | <p>窓口にはどうしても来ていただくようにはなるのですが、ICカードや携帯で支払えるように電子化する予定です。</p> |
| 教育長 | <p>それでは、今回の押印の廃止に関してご承認いただいたということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>議案第12号 行政手続における押印廃止のための関係要綱の整備に関する要綱について</p> <p>行政手続における押印廃止のための関係要綱の整備に関する要綱ということで、佐々町幼稚園型一時預かり事業補助金、佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱、佐々町副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱における押印の廃止等を行っております。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 事務局 | <p>議案第13号 佐々町立小中学校校長の勤務評価等に対する苦情の申立及び取扱いに関する実施要項の一部改正について</p> <p>こちらも同じく様式における押印の廃止等の改正です。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 事務局 | <p>議案第14号 佐々町教職員安全衛生管理規定の一部を改正する措置について</p> <p>こちらも同じく様式における押印の廃止等の改正です。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| 教育長 | <p>議案第15号 教育委員会の所管に関する機関の人事について</p> <p>教職員の人事異動については、資料に学校関係の異動、と教育委員会が所管する事務局や施設における異動について掲載しております。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> |
| | <p>9 報告事項</p> |
| 事務局 | <p>(1) 佐々町奨学資金貸付条例の一部改正について (資料により説明)</p> |
| 教育長 | <p>(2) 教育委員会事務局の人事異動について (口頭により説明)</p> |
| 事務局 | <p>(3) 3月議会定例会の報告について (口頭により説明)</p> |
| 事務局 | <p>(4) 新型コロナウイルスへの対応について (資料により説明)</p> |
| 事務局 | <p>(5) 令和4年度主要事業について (資料により説明)</p> |
| 事務局 | <p>(6) 令和4年度主要行事について (資料により説明)</p> |
| 事務局 | <p>(7) 教職員等の人事異動について</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | (資料により説明) |
| 事務局 | (8) 辞令交付式について (資料により説明) |
| 事務局 | (9) 標準学力テスト等の結果について (資料により説明) |
| 事務局 | (10) 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について (資料により説明) |
| 事務局 | (11) 名義後援について 1件分について報告 |
| 事務局y | (12) 準要保護の3月認定について 43件分について報告 |
| 事務局 | (13) 行事関係報告について (資料により説明) |
| 事務局 | (14) その他 教育委員会事務局の移転について説明 |
| | (16時50分 閉会) |
| | 上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。 |
| | 令和4年4月28日 |
| 教育長 | 黒川 雅寿 |
| 委員 | 石橋 琴美 |